

子育てサポートキャラバン 「くるくる」が巡回中です



お近くの公民館や公会堂に子育ての指導員が遊具やおもちゃを持って訪問する子育てサポートキャラバン「くるくる」が巡回中です。子育て中のお父さん・お母さんやおじいちゃん・おばあちゃんが集える場所です。

日程

| 日 | 午前 | 午後 |
|-----------|----------|------------|
| 11月16日(木) | 浅羽西公民館 | |
| 17日(金) | 浅羽南公民館 | |
| 20日(月) | 浅羽保健センター | |
| 21日(火) | 今井公民館 | 袋井東公民館 |
| 22日(水) | 旭町公会堂 | 方丈ふれあい会館 |
| 24日(金) | 浅羽東公民館 | |
| 27日(月) | 諸井公会堂 | 方丈ふれあい会館 |
| 28日(火) | 笠原公民館 | |
| 29日(水) | 袋井東公民館 | 宇刈いきいきセンター |
| 30日(木) | 三川公民館 | |

時 午前10時～午後4時(午前と午後で会場が違う場合は午前10時～正午、午後2時～4時)

対象 0歳～就学前のお子さんとその保護者

費用 無料

申し込みは不要です。直接、都合のよい会場へお越しください。



上記以外の日程は、市ホームページ(<http://www.city.fukuuroi.shizuoka.jp/>)をご覧ください。

☎ 明和第二保育園 ☎43-8488
しあわせ推進課子ども係
☎44-3120

麻しん・風しん予防接種が変わりました

予防接種法の改正により、麻しんまたは、風しんにかかったお子さんや麻しんまたは、風しんの予防接種を受けたお子さんについては、麻しんや風しんの単抗原ワクチンでの接種も可能になりました。

<麻しん・風しん無料予防接種の変更点>

| 対象年齢 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------------------------|---------------|-------------------------------------------|
| 1回目...1歳～2歳未満 2回目...小学校就学前の1年間 | 麻しん・風しん混合ワクチン | 麻しん・風しん混合ワクチン または、麻しんワクチンと風しんワクチンのいずれか |

<対象年齢外のお子さんでも無料で受けられます>

対象 次のすべてに当てはまるお子さん 2歳から7歳6か月未満の麻しんや風しんの両方または、いずれかにかかったことのないお子さん 麻しんや風しんの両方または、いずれかの予防接種を受けたことがないお子さん

接種回数 1回

接種場所 指定の医療機関

接種期間 平成19年3月31日(土)

申込方法 母子健康手帳を持参のうえ、袋井保健センターまたは、浅羽保健センターで直接お申し込みください。予診票をお渡しします。

☎①健康づくり推進課健康指導1係 ☎42-7275 健康指導2係 ☎23-9222

母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭のお母さんの就業をより効果的に促進するため、市では母子家庭自立支援給付金事業を行っています。

| 事業名 | 支給対象者 | 内容 | 支給額 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 自立支援教育訓練給付金事業 | 次の～すべてに当てはまる方 児童扶養手当支給水準の所得の方 事前相談が必要が認められた方 雇用保険制度の給付対象外の方 | 市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給 | 対象講座の受講料の4割相当額 上限200,000円 下限8,000円 |
| 高等技能訓練促進費事業 | 次の～すべてに当てはまる方 児童扶養手当支給水準の所得の方 事前相談が必要が認められた方 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得しようとしている方 | 介護福祉士などの資格を取得するために2年以上修業する場合、生活費の一部を支給 | 修業期間の最後の1/3の期間 月額103,000円 上限12か月 |
| 常用雇用転換奨励金事業 | 雇用保険の適用事業主 | 母子家庭の母を短期雇用し、研修訓練を開始後、6か月以内に常用雇用に転換し、引き続き雇用継続した事業主に奨励金を支給 | 雇用した母1人当たり 300,000円 |

市役所1階しあわせ推進課子ども係または、支所1階福祉課福祉係まで事前にご相談ください。

☎①しあわせ推進課子ども係 ☎44-3120 福祉課福祉係 ☎23-9213